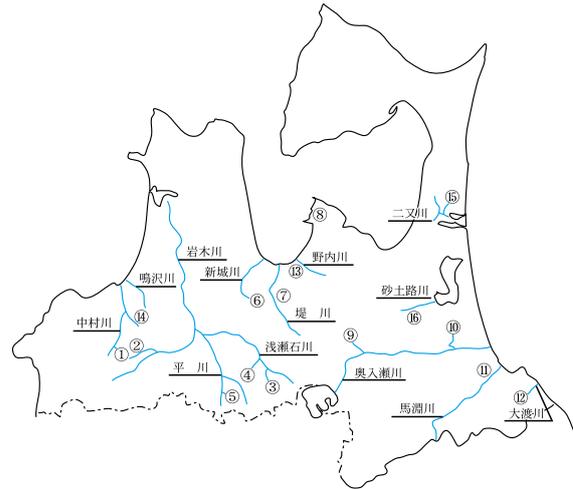


表2-1-23 古間木川流域生活排水対策重点地域の概要

重点地域名称	古間木川流域生活排水対策重点地域
指定年月日	平成9年1月29日
重点地域の範囲	三沢市の区域のうち次の図に表示した地域
指定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の親水的な空間を持つ公共用水域であり、極めて水質の汚濁が著しい。</li> <li>・人口の増加が見込まれ、今後生活系負荷量が増加し、さらに水質の汚濁が進行するおそれがある。</li> <li>・極めて有機性汚濁の著しい水域である。</li> <li>・生活系負荷量が最大の汚濁源となっている。</li> <li>・当面、公共下水道の整備が見込まれない。</li> <li>・他の公共用水域に対し、影響を与えるおそれがある。</li> </ul>
重点地域図	

図2-1-9 ゴルフ場の位置図及び関連河川



No.	ゴルフ場名	市町村
①	津軽カントリークラブ岳コース	弘前市
②	津軽カントリークラブ百沢コース	弘前市
③	びわの平ゴルフ倶楽部	平川市
④	津軽高原ゴルフ場	平川市
⑤	青森ロイヤルゴルフクラブ	大鰐町
⑥	青森県体育協会ゴルフ場	青森市
⑦	青森カントリー倶楽部	青森市
⑧	夏泊ゴルフリンクス	平内町
⑨	八甲田ビューカントリークラブ	十和田市
⑩	十和田国際カントリークラブ	六戸町
⑪	八戸ゴルフ倶楽部	八戸市
⑫	八戸カントリークラブ	階上町
⑬	東奥カントリークラブ	青森市
⑭	ナクア白神ゴルフコース	鱒ヶ沢町
⑮	下北スリーハンドレッドゴルフクラブ	六ヶ所村
⑯	みちのく国際ゴルフ倶楽部	十和田市

資料：県環境保全課

平成27年3月31日現在

② 生活排水対策県民啓発事業

生活排水対策として、啓発用リーフレット「今日からはじめよう、生活排水対策！～家庭でのちょっとした心掛け～」を関係機関等へ配布しています。

また、平成26年度は、三沢市、板柳町及び六ヶ所村において住民等を対象に生活排水対策講習会を開催しました。

今後も、講習会の開催やリーフレットの配布等により対策の推進を図ります。

(6) ゴルフ場対策

「青森県ゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱」に基づき、ゴルフ場事業者は農薬使用管理責任者を選任するとともに、排出水中の測定結果、農薬の使用実績や翌年度の農薬使用計画等を県に報告することとしています。

また、県は、必要があるときはゴルフ場に立ち入り、排水等の調査を行います。

なお、要綱で定める規模に該当するゴルフ場の位置図及び関連河川は、図2-1-9のとおりです。

(7) 水産加工場対策

水産加工場から排出される加工排水等には、富栄養化の主要因とされる窒素・りんが比較的多く含まれていることから、その処理対策が課題となっています。

陸奥湾では水質汚濁防止法に基づく排水基準が平成10年10月1日から強化されたことにより、該当する水産加工業者は、自社の排水処理施設の整備・改善等に取り組んでいます。

17 下水道等の整備

下水道は、健康的で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るために必要な基盤施設となっています。平成26年度において県内では、34市町村（10市19町5村）で公共下水道事業が実施され、また、県が行う下水道事業として、岩木川・馬淵川流域下水道事業及び十和田湖特定環境保全公共下水道事業を実施しています。

さらに、住民の下水道に対する要望が多いことから、県では町村に対し、平成4年度から「町村下水道事業緊急整備促進費県補助」制度を実施、平成8年度からは「町村下水道緊急対策事業費補助」制度に改訂し県費補助することにより、町村下水道事業の普及促進を図っています。

このほか、下水道が整備されない地域の生活雑排水対策を目的として、合併処理浄化槽設置事業に対する補助を実施しており、平成22年度は24市町村で492基を整備しています。

農村地域においては、農業用排水の水質保全及び農村の生活環境の改善を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、平成26年度末で、26市町村（9市13町4村）で140地区の農業集落排水事業（うち過疎地域の旧4村、8地区が県営事業）を実施しており、124地区が供用しています。今後とも、農村地域の汚水処理整備水準の向上を図るため、着実に推進することとしています。

また、漁村地域においても、漁港機能の増進と、その背後集落における生活環境の改善を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、これまで8市町村（2市4町2村）で19地区の漁業集落排水施設を整備しており、平成26年度末現在で18地区が供用しています。

## 18 下水道対策

本県の下水道における総人口当たりの普及率は平成26年度末で57.8%で、全国の普及率77.6%を下回っている状況が続いています。

公共下水道については、40市町村のうち、平成26年度で、34市町村（10市19町5村）が事業を実施しています。このほか県事業として、昭和55年より湖沼等の自然環境の保全を目的とした十和田湖特定環境保全公共下水道事業を実施し、平成3年4月1日に供用開始しています。また、「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき、平成5年度の新郷村をはじめとして、五所川原市（旧市浦村）、十和田市（旧十和田湖町）、むつ市（旧脇野沢村、旧川内町）、つがる市（旧車力村）、平川市（旧碓ヶ関村）、外ヶ浜町（旧平館村、旧三厩村）、深浦町（旧岩崎村）、佐井村の9市町村11処理区において県代行事業により特定環境保全公共下水道事業を実施（平成20年度までに全処理区で供用開始し、県代行事業を完了）し、過疎地域を支援しています。

流域下水道については、昭和54年度に弘前市ほか5市町村（黒石市、藤崎町、旧尾上町、旧平賀町、田舎館村）を対象に岩木川流域下水道事業に着手し、平成2年

度には5町（旧浪岡町、旧岩木町、大鰐町、旧常盤村、板柳町）を追加し、市町村合併を経て、現在、対象8市町村（青森市、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町）すべてで供用しているほか、馬淵川流域下水道は、昭和56年度に4市町（八戸市、旧百石町、旧下田町、六戸町）で事業着手し、平成7年度には五戸町を追加し、市町村合併を経て、現在4市町（八戸市、六戸町、おいらせ町、五戸町）すべてで供用しています。

また、河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質環境基準を達成維持するために下水道整備を最も効果的に実施するための基本計画である流域別下水道整備総合計画については、岩木川水域、新井田川河口水域、陸奥湾水域及び高瀬川水域の4水域について計画を策定し、順次見直しを行ってきています。

更に、平成9年度には、各種汚水処理施設の整備を効率的、効果的に推進するため各事業ごとの整備区域、手法、スケジュール等をまとめた青森県汚水処理施設整備構想を策定しており、平成15年度及び平成23年度には、社会情勢の変化等に対応して本構想の見直しを行いました。

### (1) 公共下水道の整備

平成26年4月1日現在で公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を実施しているのは、10市19町5村であり、その概要は表2-1-24のとおりです。

### (2) 流域下水道の整備

流域下水道は、水域内の総合的な水質汚濁防止対策を策定する流域別下水道整備総合計画を上位計画とし、2市町村以上を対象とした終末処理場を持つ下水道システムです。

県が事業主体となって、終末処理場、幹線管渠及びポンプ場を整備し、それに接続する部分については関連公共下水道として市町村が事業主体となります。

#### ① 岩木川流域下水道の整備

流域の生活環境の改善を図り、水域の水質を保全するため、弘前市周辺の4市3町1村を対象に事業を行うものです。

全体計画は約1,156億円（処理場約766億円、管渠とポンプ場約390億円）の事業費を投入して昭和54年度から平成47年度までに197,100人の汚水処理を行うこととしています。第1期は終末処理場の建設とこれに見合う管渠の敷設を完了し、昭和62年4月より処理を開始しました。平成26年度末では、99,000m<sup>3</sup>/日最大の計画処理水量となっております。（表2-1-25）。

② 馬淵川流域下水道の整備

新井田川河口水域流総計画区域内で、下水道の整備が急がれる八戸市（西部）、六戸町、おいらせ町、五戸町の1市3町を対象に事業を行うものです。全体計画は500億円（処理場約254億円、管渠とポンプ場約246億円）の事業費を投入して昭和56年度から

事業に着手し、平成37年度までに76,900人の汚水処理を行うこととしています。

第1期は終末処理場の建設とこれに見合う管渠の敷設を完了し、平成3年4月より処理を開始しました。平成26年度末では、26,900m<sup>3</sup>/日最大の計画処理水量となっています。（表2-1-26）。

表2-1-24 公共下水道事業の計画と現況

（平成26年度末）

都 市 名	行政人口 (住基台帳) (千人) 27.331	着工年度	全体計画		整備状況			供用開始 年度	備 考
			処理面積 (ha)	処理人口 (千人)	整備面積 (ha)	処理区域内 (千人)	普及率		
青 森 市	293.9	S27	7,245.4	234.0	4,341.9	233.9	79.6%	S48.4	(公共・岩木川流域関連公共)
弘 前 市	177.3	S37	4,357.1	121.4	3,582.2	147.5	83.2%	S48.6	(特環・岩木川流域関連公共)
八 戸 市	236.4	S30	5,750.0	195.2	3,318.9	139.8	59.2%	S53.9	(公共・馬淵川流域関連公共)
黒 石 市	35.3	S55	1,217.0	34.7	594.0	21.3	60.2%	H元.4	(岩木川流域関連公共・特環)
五所川原市	57.7	S49	802.0	24.3	564.3	20.7	35.9%	S59.4	(公共・特環)
十和田市	63.6	S48	2,085.6	43.9	1,663.8	42.3	66.5%	S55.8	(公共・特環・特環(県事業))
三 沢 市	40.9	S63	1,822.0	35.3	811.3	24.8	60.8%	H7.10	(公共)
む つ 市	61.0	H6	1,739.0	32.9	433.4	10.0	16.4%	H12.10	(公共・特環)
つ が る 市	34.7	H3	498.8	10.2	395.9	8.8	25.5%	H10.4	(公共・特環)
平 川 市	32.6	S57	953.7	24.3	888.3	25.3	77.4%	H2.10	(岩木川流域関連公共・特環)
平 内 町	11.9	H10	273.0	5.0	132.0	3.7	31.4%	H18.4	(公共)
外ヶ浜町	6.8	H6	250.2	2.9	144.4	2.5	36.4%	H17.4	(公共・特環)
鯉ヶ沢町	10.9	H7	329.0	3.9	111.6	2.6	24.1%	H14.4	(公共)
深 浦 町	9.1	H10	56.7	1.0	56.7	1.1	12.1%	H15.4	(特環)
藤 崎 町	15.6	S55	289.0	7.8	275.0	7.4	47.5%	S62.4	(岩木川流域関連公共)
大 鰐 町	10.5	H4	192.9	5.1	190.9	5.6	53.2%	H11.4	(岩木川流域関連公共)
田舎館村	8.1	S56	311.0	7.1	280.4	7.2	88.1%	S63.4	(岩木川流域関連公共)
板 柳 町	14.5	H2	333.0	7.6	294.5	7.6	52.2%	H9.4	(岩木川流域関連公共)
鶴 田 町	13.7	H4	290.0	7.4	271.1	6.2	45.2%	H11.4	(公共)
野辺地町	14.1	H7	517.0	10.4	15.3	0.0	0.0%	-	(公共)
七 戸 町	16.7	H7	681.6	7.8	267.7	4.7	28.3%	H14.4	(公共・特環)
六 戸 町	10.9	S62	319.8	3.7	287.6	3.9	35.7%	H6.4	(馬淵川流域関連公共)
横 浜 町	4.8	H13	110.0	2.9	11.6	0.0	0.0%	-	(特環)
東 北 町	18.7	H8	800.0	8.8	352.4	7.0	37.4%	H14.3	(公共)
六ヶ所村	10.7	H8	594.0	10.6	473.8	8.6	80.1%	H14.4	(公共・特環)
おいらせ町	25.1	S61	854.8	19.3	595.4	14.8	58.7%	H4.4	(馬淵川流域関連公共)
大 間 町	5.7	H8	210.0	5.4	92.9	3.1	54.5%	H16.4	(特環)
東 通 村	6.9	H10	99.0	1.7	69.3	0.6	8.1%	H14.10	(特環)
佐 井 村	2.3	H10	36.0	1.3	36.0	1.4	61.9%	H19.4	(特環)
三 戸 町	11.0	H17	336.0	6.3	113.2	2.6	23.5%	H22.4	(公共)
五 戸 町	18.4	H7	617.0	10.2	218.0	5.8	31.7%	H13.4	(馬淵川流域関連公共)
南 部 町	19.5	H17	198.0	3.5	73.3	1.6	8.2%	H23.4	(公共)
階 上 町	14.1	H11	476.0	8.5	98.9	2.6	18.4%	H21.4	(公共)
新 郷 村	2.7	H5	77.0	1.3	77.0	1.4	51.0%	H10.4	(特環)
県 計	1,343.8	34市町村	34,721.6	905.7	21,133.0	776.3	57.8%		
市 計	1,033.4	10市	26,470.6	756.2	16,594.0	674.4	65.3%		
町 村 計	310.4	24町村	8,251.0	149.5	4,539.0	101.9	32.8%		

※行政人口は平成27年3月31日現在であり、県計・町村計には下水道事業未着手町村（今別町・蓬田村・西目屋村・中泊町・風間浦村・田子町）の人口を含む。

資料：県都市計画課

表2-1-25 岩木川流域下水道事業の概要

対象市町村	青森市、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町	
事業区分	全体計画	事業計画
事業年度	昭和54年～平成47年度	昭和54年～平成32年度
計画処理面積	7,934ha	7,392ha
計画処理人口	197,100人	228,110人
計画処理水量	日最大91,400m <sup>3</sup> /日	日最大99,000m <sup>3</sup> /日

資料：県都市計画課

表2-1-26 馬淵川流域下水道事業の概要

対象市町村	八戸市、六戸町、おいらせ町、五戸町	
事業区分	全体計画	事業計画
事業年度	昭和56年～平成37年度	昭和56年～平成29年度
計画処理面積	3,594ha	2,424ha
計画処理人口	76,900人	62,170人
計画処理水量	日最大35,870m <sup>3</sup> /日	日最大26,900m <sup>3</sup> /日

資料：県都市計画課

(3) 農業集落排水の整備

① 農業集落排水事業実施状況について

平成26年度末現在で農業集落排水事業を実施しているのは、9市13町4村で表2-1-27のとおりです。

表2-1-27 農業集落排水事業実施状況

(平成27年3月31日現在)

市町村名	処理区名	集落数	着工年度	完了年度	供用年度	備考
青森市	牛館	4	H4	H10	H7	旧青森市
	諏訪	2	H5	H8	H9	
	高田	1	H5	H9	H9	
	孫入内	1	H7	H11	H12	
	野内	1	H8	H11	H12	
	細沢	2	H8	H12	H13	
	幡越	1	H9	H14	H14	
	八林	2	H10	H14	H15	
	野沢	5	H13	H18	H17	
弘前市	桑原	2	H14	H17	H18	※1 ※3
	新藍	2	H2	H5	H6	
	東内	1	H3	H4	H4	
	大目	10	H5	H9	H8	
	高保	1	H5	H7	H7	
	高杉	7	H6	H11	H9	
	鳥井	3	H7	H11	H10	
	船沢	8	H9	H14	H13	
	一丁	0	H10	H10	-	
	新和	7	H12	H17	H16	
	新法	2	H12	H15	H16	
	裾野	7	H14	H22	H20	
	紙漉	1	S61	S63	H元	
八戸市	一八	7	S63	H3	H2	※1 ※1
	弥幡	3	H元	H4	H4	
	野生	3	H27	H30	-	
	市日	2	H3	H6	H5	
	一島	1	H4	H7	H6	
黒石市	永福	9	H6	H12	H12	※1
	永崎	3	H7	H15	H10	
五所川原市	大川	2	H6	H8	H9	※1
	梅田	1	S57	S63	S63	
	藻川	1	S63	H7	H4	
十和田市	蒔田	3	H11	H15	H13	※3
	切深	5	S62	H2	H2	
	深持	3	H3	H5	H6	
	新川	3	H4	H5	H6	
	上目	2	H4	H6	H7	
	中目	1	H5	H8	H9	
	赤沼	2	H5	H9	H8	
	中ノ	3	H6	H9	H9	
	晴山	2	H6	H11	H11	
	沢田	8	H7	H14	H13	
	小沢	2	H8	H12	H12	
	六日	2	H8	H13	H12	
	切田	0	H9	H9	-	
	洞内	5	H12	H16	H15	
	法量	4	H13	H17	H17	
三沢市	藤島	2	H17	H20	H20	※3
	立崎	1	H18	H21	H22	
	深持	0	H22	H22	-	
	三沢	8	H9	H13	H12	
	三沢	5	H13	H20	H18	
つがる市	三沢	2	H20	H24	H25	※3
	三沢	0	H23	H23	-	
	玉穂	6	H3	H6	H7	
	檜穂	6	H3	H6	H7	
	再賀	6	H4	H8	H8	
	車力	1	H6	H9	H10	
	福原	3	H6	H10	H11	
	下田	2	H7	H9	H10	
	下力	1	H7	H9	H10	
	桑野	7	H8	H14	H12	
平川市	稲垣	2	H9	H13	H12	※3
	牛湯	2	H10	H14	H14	
	越水	7	H13	H18	H17	
	稲垣	6	S55	H元	S61	
	再賀	0	H26	H26	-	
	館田	4	H2	H5	H5	
	日沼	2	H4	H7	H7	
大坊	4	H5	H9	H9		

市町村名	処理区名	集落数	着工年度	完了年度	供用年度	備考
平川市	館田	4	H2	H5	H5	※3
	日沼	2	H4	H7	H7	
	大久	4	H5	H9	H9	
	吉懸	1	H6	H9	H9	
	古松	1	H8	H12	H11	
	崎船	5	H9	H13	H13	
	広船	1	H10	H13	H14	
	館田	0	H16	H16	-	
	平内町	薬師	2	H5	H7	
外童子		1	H5	H7	H8	
内童子		2	H8	H10	H11	
西平		4	H11	H15	H16	
鱈ヶ沢町	長平	1	H4	H6	H7	
	種里	3	H7	H9	H10	
	中村	1	H7	H9	H10	
	建石	1	H10	H13	H14	
	南浮	2	H10	H14	H15	
西目屋村	杉ヶ	1	S60	S61	S62	※3 ※3
	田代	1	S60	S63	H2	
	大村	2	H2	H5	H6	
	白市	3	H6	H9	H10	
	長面	1	H9	H10	H11	
	居森	1	H10	H12	H14	
	田平	0	H10	H14	-	
	代代	0	H10	H14	-	
	沢沢	0	H27	H28	-	
藤崎町	榊	2	S59	S63	H元	※1 ※3 ※3
	常盤	2	H元	H4	H5	
	久井	1	H6	H7	H8	
	中野	7	H7	H11	H10	
	水木	2	H7	H11	H10	
	福富	2	H10	H14	H13	
	中島	3	H11	H15	H16	
	林崎	1	H15	H18	H18	
	榊	0	H17	H17	-	
	常磐	0	H23	H24	-	
田舎館村	豊時	2	H4	H7	H7	
板柳町	板柳	9	H14	H19	H18	※1 ※2
	飯田	1	H15	H19	H18	
	板柳	7	H17	H25	H21	
鶴田町	菖蒲	1	S63	H2	H3	※2、一部供用
	境・胡	2	H5	H8	H9	
	梅上	4	H8	H13	H11	
	三沢	2	H15	H20	H19	
	水元	10	H18	H31	H22	
中泊町	豊岡	3	H6	H10	H9	
七戸町	中野	2	H11	H14	H15	
	四ヶ	7	H14	H17	H18	
六戸町	金矢	1	H5	H8	H8	
	七沼	2	H6	H9	H9	
横浜町	岡沼	1	H9	H12	H13	
	百目	1	H5	H8	H9	
東北町	甲地	1	H4	H7	H8	
	千曳	3	H9	H13	H14	
	菩提寺	1	H12	H15	H16	
おいらせ町	古間	1	H7	H13	H12	
六ヶ所村	新城	1	H4	H5	H6	
	二又	1	H5	H7	H8	
	出戸	1	H7	H9	H10	
	千樽	1	H9	H10	H11	
	戸鎮	2	H10	H13	H14	
五戸町	中市	2	S54	S62	S61	※3 ※3
	石沢	1	H5	H8	H7	
	又重	7	H8	H12	H13	
	中市	0	H12	H13	-	
	倉石	6	H14	H17	H16	
	中市	0	H25	H26	-	
南部町	苦米	1	H6	H10	H10	
	下名	3	H8	H13	H12	
	片岸	1	H10	H12	H13	
	福田	4	H14	H19	H20	
	上名	3	H15	H20	H19	
新郷村	西越	2	H10	H13	H14	
合計26市町村	124処理区	376				

- ※1 八戸市の永福寺と豊崎、藤崎町の林崎と板柳町の飯田、弘前市の船沢と弥生は1処理区としてカウントしている。
- ※2 板柳中央地区と水元地区についてはそれぞれ、1期、2期地区を合わせて1処理区としてカウントしている。
- ※3 機能強化は、処理区としてカウントしない。

資料：県農村整備課

② 農業集落排水事業整備状況について 平成26年度末現在で農業集落排水事業の整備状況

は表2-1-28のとおりで、本県の農業集落排水施設の整備率は8.4%です。

表2-1-28 農業集落排水事業実施状況

(平成27年3月31日現在)

市町村名	行政人口(人)	農業集落排水整備人口(人)	整備率(%)
青森市	293,859	6,930	2.4
弘前市	177,312	22,149	12.5
八戸市	236,406	4,987	2.1
黒石市	35,285	131	0.4
五所川原市	57,737	2,171	3.8
十和田市	63,581	8,087	12.7
三沢市	40,854	5,022	12.3
むつ市	60,966	-	-
つがる市	34,739	13,765	39.7
平川市	32,646	6,786	20.9
平内町	11,885	1,816	15.4
今別町	2,965	-	-
蓬田村	3,022	-	-
外ヶ浜町	6,794	-	-
鯨ヶ沢町	10,899	1,825	17.0
深浦町	9,077	-	-
西目屋村	1,457	1,420	97.2
藤崎町	15,564	7,977	49.6
大鰐町	10,457	-	-
田舎館村	8,145	797	9.6

市町村名	行政人口(人)	農業集落排水整備人口(人)	整備率(%)
板柳町	14,502	4,839	33.4
鶴田町	13,730	5,369	39.1
中泊町	12,100	1,085	9.0
野辺地町	14,086	-	-
七戸町	16,655	946	5.7
六戸町	10,910	1,651	15.1
横浜町	4,821	272	5.6
東北町	18,708	1,158	6.2
六ヶ所村	10,685	955	8.9
おいらせ町	25,131	3,367	13.4
大間町	5,744	-	-
東通村	6,937	-	-
風間浦村	2,136	-	-
佐井村	2,263	-	-
三戸町	11,023	-	-
五戸町	18,417	2,669	14.5
田子町	6,078	-	-
南部町	19,451	6,490	33.4
階上町	14,080	-	-
新郷村	2,721	312	11.5
県計	1,343,828	112,976	8.4

(注1) 整備率 = 整備人口 / 行政人口

(注2) 青森県污水処理施設整備構想(第3次 H24.2)では、平成32年度末の農業集落排水整備率を8.9%とする計画

資料: 県農村整備課

(4) 漁業集落排水の整備

平成26年度末現在の漁業集落排水の整備を実施しているのは、2市4町2村で表2-1-29のとおりです。

表2-1-29 漁業集落排水の整備状況

(平成26年度末)

市町村名	行政人口(人)	地区名	行政人口(人) (地区人口)	着工年度	供用開始年度	接続人口(人)	接続率(%)
深浦町	9,077	田野沢	358	H13	H21	136	38.0
		北金ヶ沢	-	H16	-	-	-
		黒崎	204	H4	H8	182	89.2
		大間越	221	H5	H9	181	81.9
五所川原市(旧市浦村)	57,737	十三	674	H7	H11	548	81.3
中泊町(旧小泊村)	12,100	下前	694	H6	H13	318	45.8
平内町	11,885	茂浦	352	H8	H12	337	95.7
		東田沢・白砂	662	H11	H16	455	68.7
		清水川	493	H16	H24(一部)	148	30.0
むつ市(旧脇野沢村)	60,966	九艘泊	87	H9	H12	66	75.9
		寄浪・蛸田	139	H11	H18	102	73.4
		牛滝	112	H4	H9	103	92.0
佐井村	2,263	福浦	123	H7	H13	113	91.9
		長後	78	H9	H14	43	55.1
		磯谷	147	H12	H17	70	47.6
		尻屋	328	H10	H13	318	97.0
東通村	6,937	白糠	2,069	H13	H17	1,939	93.7
		小田野沢	873	H18	H22	812	93.0
階上町	14,080	大蛇	987	H5	H11	816	82.7

資料: 県漁港漁場整備課

## 19 し尿及び浄化槽汚泥処理の状況

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、ごみ処理とともに生活環境保全を図る上で重要ですが、水洗便所の普及や化学肥料の使用等により、農地に還元されなくなったことから、その衛生的な処理が必要となります。

し尿処理人口は表2-1-30のとおりで、平成25年度における本県の水洗化率は85.4%となっており、下水道

等の普及が遅れているため、依然として全国値（平成25年度で93.5%）と比べて低い状態にあります。

平成25年度における排出量は、し尿が162,557kℓで、浄化槽汚泥が283,359kℓの計445,916kℓで、し尿排出量が減少しています。

また、処理状況の内訳は表2-1-31のとおりで、収集されたし尿、浄化槽汚泥は、し尿処理施設で処理されています。

表2-1-30 し尿処理人口

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
計画処理区域内人口（総人口）	（人）	1,427,173	1,414,005	1,403,172	1,392,828	1,383,855	1,370,288	
水洗化人口	（人）	1,170,701	1,174,222	1,171,124	1,183,298	1,165,548	1,169,908	
	公共下水道人口	（人）	648,999	660,675	667,128	665,317	672,446	692,360
	浄化槽人口	（人）	521,702	513,547	503,996	517,981	493,102	477,548
	うち、合併処理人口	（人）	186,058	192,210	195,357	209,343	193,057	204,745
非水洗化人口	（人）	256,472	239,783	232,048	209,530	218,307	200,380	
計画収集人口	（人）	256,472	239,783	232,048	209,530	218,307	200,380	
	自家処理人口	（人）	0	0	0	0	0	
水洗化率	（%）	82.0	83.0	83.5	85.0	84.2	85.4	

※「うち合併処理人口」には、合併処理浄化槽人口、農業集落・漁業集落排水処理施設人口を含む。

※水洗化率（%）= 水洗化人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100

※平成24年度以降の人口には、外国人人口を含んでいる。

資料：県環境政策課

表2-1-31 し尿処理の内容

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
収集（排出）量	（kℓ）	477,456	468,282	458,485	445,365	443,055	445,916	
し尿	（kℓ）	201,665	192,181	184,248	173,028	164,372	162,557	
	浄化槽汚泥	（kℓ）	275,791	276,101	274,237	272,337	278,683	283,359
処理量	（kℓ）	477,456	468,282	458,485	445,365	443,055	445,916	
し尿処理施設	（kℓ）	477,456	468,282	458,485	345,059	393,793	445,913	
	下水道投入	（kℓ）	0	0	0	100,306	49,262	3
	海洋投入	（kℓ）	0	0	0	0	0	0
	農地還元	（kℓ）	0	0	0	0	0	0
	その他	（kℓ）	0	0	0	0	0	0
自家処理	（kℓ）	0	0	0	0	0	0	
非水洗化人口	（人）	256,472	239,783	232,048	209,530	218,307	200,380	
浄化槽人口	（人）	521,702	513,547	503,996	517,981	493,102	477,548	
1人1日当たりし尿排出量	（ℓ/人日）	2.15	2.20	2.18	2.26	2.06	2.22	
1人1日当たり浄化槽汚泥排出量	（ℓ/人日）	1.45	1.47	1.49	1.44	1.55	1.63	

※1人1日当たりし尿排出量 = し尿排出量 × 1,000 ÷ 非水洗化人口 ÷ 365又は366

※1人1日当たり浄化槽汚泥排出量 = 浄化槽汚泥排出量 × 1,000 ÷ 浄化槽人口 ÷ 365又は366

※平成24年度以降の人口には、外国人人口を含んでいる。

資料：県環境政策課

## 20 浄化槽整備の推進

家庭からの生活排水の処理について、公共下水道などの集合処理になじまない地域は、浄化槽の整備が進められています。

平成26年度末における浄化槽の設置基数は106,298基となっており、今後も増加が予想されます。

浄化槽は、小規模（処理対象人員500人以下）のものが多く、特に家庭に設置されている施設の中には維持管理が十分でないものも見受けられ、施設数の増加と相まって、放流水による公共用水域の水質汚濁等の問題が生じるおそれがあり、これを防止するために浄化槽の適正な維持管理等の実施について指導を行っています。

また、し尿と生活雑排水を併せて処理できる合併処理浄化槽の普及推進を図っており、平成3年度にはこのた

めの県費補助制度を創設し、平成26年度には469基の整備に対して助成を行いました。

## 21 浄化槽法定検査

浄化槽管理者は、指定検査機関（一般社団法人青森県浄化槽検査センター）が行う使用開始3か月経過後の7条検査及び年1回の11条検査を受けることが義務付けられています。

平成26年度の7条検査の実施率は100%※（受検件数1,847件）、11条検査の実施率は46.6%（受検件数48,366件）となっています。今後も法定検査の受検率の向上を図っていくこととしています。

※7条検査は、使用開始3ヶ月～8ヶ月の間に行うため年度を跨ぐことにより見かけの実施率が下がることがある。

## 第2節 優れた自然環境の保全とふれあいの推進

### 第四次青森県環境計画に掲げたモニタリング指標の状況

指標名（単位）		指標の説明				
自然公園内観光地点入込客数（千人）		国立・国定・県立自然公園の主要な観光地点の入込客数で、自然公園の利用状況を表す一つの指標です。				
実績値の推移						
項 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
青 森 県	12,715	※9,190	※7,492	※7,878	※7,730	

※平成22年からは国が定めた「観光入込客統計に関する共通基準」に基づき調査を実施しているため、平成21年までとは単純比較ができない。

資料：「平成25年青森県観光入込客統計」より県自然保護課作成

### 1 自然保護

本県の豊かな自然を保護し、後世に永く伝えるため、優れた自然景観を有する地域として、十和田八幡平国立公園や三陸復興国立公園、下北半島国定公園、津軽国定公園のほか、県立自然公園として浅虫夏泊等の7か所が指定されています。

また、県自然環境保全条例に基づき、然ヶ岳県自然環境保全地域等の9つの県自然環境保全地域、白萩平県開発規制地域等の4つの県開発規制地域及び愛宕山県緑地保全地域等の10の県緑地保全地域を指定してきました。さらに、主要な鳥類の生息地及び渡来地は、5つの国指定鳥獣保護区及び83の県指定鳥獣保護区を指定して保護に努めています。

県民の森梵珠山地区については、昭和43年以来身近な自然に触れ合う場として整備を進めてきましたが、平成4年7月に県立自然ふれあいセンターが開館して、より一層の充実強化が図られています。

平成5年12月には白神山地が世界遺産として登録され、本県の自然環境のすばらしさが評価されました。

国（環境省）は、白神山地の調査研究、保護管理の拠点施設として、白神山地世界遺産センターを平成7年度から整備し、平成9年4月に開館しました。

県においても、これに併設する形で情報提供、体験学習、普及啓発等の機能を持つ「白神山地ビジターセンター」を平成7年度から整備し、平成10年10月に開館しました。これにより、白神山地の適正な保護管理等及び自然保護に関する普及啓発が格段に推進されることとなりました。また、津軽国定公園十二湖地区に森を中心にした自然環境についての普及啓発活動の推進拠点として、「十二湖エコ・ミュージアムセンター」を平成9年度から整備し、平成11年9月に開館しました。

平成25年度には、白神山地が世界遺産登録から20年目を迎え、記念事業を始めとする啓発活動などにより、白神山地の価値と魅力や地域文化などを広く紹介しました。

## 2 自然保護の基本方針

自然は、本来自らの損傷を復元し、浄化する能力を持っていますが、その限度を超えた破壊や汚染が進むと、自然の微妙な仕組みと調和は至るところで破られ、自然から受ける有形無形の恩恵が失われることとなります。

本県の豊かな自然を保護し、後世に永く伝えるため、優れた自然環境景勝地は、自然公園や自然環境保全地域等として、また、主要な鳥獣類の生息地及び渡来地は鳥獣保護区等として、保護・保全区域の指定をしてきたところです。

今後とも世界遺産である白神山地等の優れた自然の保護施策を進めていくこととしています。

## 3 自然環境の保全対策

### (1) 自然環境保全地域等

#### ① 国自然環境保全地域の指定

白神山地は、面的な広がりをもつブナ天然林として優れた自然状態を保っていることから、平成4年7月10日、国の自然環境保全地域に指定されました。指定面積は、14,043ha（青森県側9,707ha、秋田県側4,336ha）となっています。

#### ② 県自然環境保全地域等の指定

「青森県自然環境保全条例」に基づき、優れた自然環境を保全することが特に必要な地域を「県自然環境保全地域」、また、県自然環境保全地域に準ずる良好な自然環境を有している地域等で、地域の開

発を規制することにより自然環境の保全に努めるべき地域を「県開発規制地域」、さらに市街地又は集落地等において保全すべき緑地を「県緑地保全地域」として指定することとしています。平成25年度末におけるこれらの指定地域は、県自然環境保全地域が9地域、県開発規制地域が4地域、県緑地保全地域が10地域となっています（資料編表31）。

#### ③ 地域内の保全措置等

地域内の巡回、標識等の設置を行うとともに、白神山地世界遺産地域に白神山地世界遺産地域巡視員を6名配置し、また、然ヶ岳県自然環境保全地域など9地域に自然保護指導員を各1名（計9名）配置して、当該地域の保全に努めています。

### (2) 自然公園

#### ① 自然公園の現況

本県は雄大な火山等からなる八甲田山岳地帯、変化に富む海岸地形の連なる種差海岸、西海岸及び下北半島西海岸地帯、そして複式カルデラ湖として全国的に有名な十和田湖等多種多様なすぐれた自然美を豊富に有し、全国的にも自然景観に恵まれた地域です。

自然公園の指定は、平成27年7月1日現在、国立公園2か所、国定公園2か所及び県立自然公園7か所が指定されています。その面積は114,587ha（十和田湖を除く。）で県土面積の11.9%を占めています。

平成27年7月1日現在における自然公園の概況は、表2-1-32のとおりです。

表2-1-32 自然公園の概況

(平成27年7月1日現在)

公園別	公園別	区分	指 定 年月日	面 積	保 護 規 制 別					
					特 別 地 域					普 通 地 域
					特別保護地区	第1種	第2種	第3種	計	
国立公園	十和田八幡平 三陸復興計	S11. 2. 1 H25. 5. 24	40,747	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
				9,903	9,762	8,693	8,675	37,033	3,714	
				43,170	9,903	9,830	8,842	10,831	39,406	3,764
国定公園	下北半島 津軽計	S43. 7. 22 S50. 3. 31	18,641 25,966 44,607	1,798	2,327	4,000	10,284	18,409	232	
				1,685	2,459	6,171	14,582	24,897	1,069	
				3,483	4,786	10,171	24,866	43,306	1,301	
県立自然公園	浅虫夏泊 大鱒碓ヶ関温泉郷 名久井岳 芦野池沼群郷 黒石温泉郷 岩木高原 赤石溪流暗門の滝 小計	S28. 6. 10 S28. 6. 10 S31. 10. 25 S33. 10. 14 S33. 10. 14 S33. 10. 14 S56. 7. 7	5,466 6,730 1,076 612 5,100 2,587 5,239 26,810	-	73	121	597	791	4,675	
				-	47	265	2,008	2,320	4,410	
				-	15	41	998	1,054	22	
				-	-	351	140	491	121	
				-	122	83	1,440	1,645	3,455	
				-	7	99	546	652	1,935	
				-	733	2,146	1,948	4,827	412	
				-	997	3,106	7,677	11,780	15,030	
計				114,587	13,386	15,613	22,119	43,374	94,492	20,095

※十和田八幡平国立公園及び三陸復興国立公園の面積は、本県側の面積である。

資料：県自然保護課

## ② 自然公園の管理及び保護

## ア 公園の管理等体制

国立公園の管理のために、環境省は東北地方環境事務所十和田自然保護官事務所（十和田湖休屋地区）及び八戸自然保護官事務所（八戸市）を設置しています。

県は、むつ市、鱒ヶ沢町にそれぞれ自然保護課駐在員を配置して下北半島、津軽国定公園、各県立自然公園の管理を行っています。

また、環境省は自然公園を保護し、利用の適正化を図るため自然公園指導員の制度を設けており、本県には62名が配置されています。

## イ 公園内の行為規制

自然公園関係法規により、自然公園の景観を保護するため自然公園内にその保護の必要性に応じて特別地域及び特別保護地区を指定しており、この地域及び地区内における工作物の新築、土石の採取等の風致景観を損なうおそれのある一定の行為には許可を要するほか、普通地域においても届出が必要となっています。平成26年度の許可等の処理件数は146件です（資料編表32）。

## ウ 公園内の美化対策

国立公園内の主要利用地域において利用者が投棄するごみの処理対策として、一般社団法人十和田湖国立公園協会に委託して清掃事業を実施しました（資料編表33）。

国定公園については、関係市町村に委託して清掃事業を実施しました（資料編表33）。

## エ 公園内の保護対策

高山植物の保護を図るために、盗掘防止合同パトロールを実施したほか、自然公園内の植物を保全するために木道の補修等を実施しました（資料編表34）。

## ③ 自然公園の公園計画の見直し

自然公園を取り巻く自然的・社会的条件の変化に対応するため、自然保護の強化を基調として公園計画の見直しを進めています。

## ④ 自然公園における自然保護思想の普及

自然保護思想の普及を図るため、十二湖エコ・ミュージアムセンターを平成11年9月に設置し、津軽国定公園十二湖及びその周辺地域の自然環境を紹介しています。

## (3) 自然保護の啓発

## ① 啓発の基本方針

本県には美しい自然が豊かに現存していますが、

破壊された自然の復元は極めて困難とされています。

このため、県民一般の自然保護意識の高揚を図ることによって、自然の破壊を防止することは重要な意味を持っています。

昭和50年7月に告示した青森県自然環境保全基本方針は、「自然環境の保全について、県民の関心を高め、理解を深め、自然に対する愛情と公德心の育成を図るため」として、次の方策を掲げています。

## ア 自然に親しむ県民運動の展開

## イ 県民の森、野鳥の森、自然探勝道等の利用の促進

## ウ 自然保護団体の育成指導

## エ 各種広報媒体による趣旨の徹底

県は、この基本方針に基づき毎年諸行事を開催してきたところですが、広く県民に呼びかけ、各方面から多数の人々が参加できるよう配慮して実施することとしています。

## ② 自然保護啓発拠点施設

## ア 白神山地ビジターセンター

## (ア) 施設の概要

設置場所：中津軽郡西目屋村大字田代字神田  
61-1

## 主たる施設

- ・大型映像施設：世界遺産白神山地の自然を広く映像により疑似体験してもらうもので、約200人を収容
- ・展示施設：人と自然との共生をテーマとして、ブナを中心とした自然環境とマタギの生活文化の紹介
- ・展示林：ブナを主体とした植物により白神山地を想起させる森林空間の創出

## (イ) 管理運営

青森県森林組合連合会（指定管理者）

## (ウ) 体験による普及啓発等

白神山地ふれあい促進事業（主催行事）

- ・自然体験：白神山地のフィールドにおける自然観察会や、自然保護の考え方を育むための白神トレッキングの開催。
- ・文化継承：白神山地の自然について、講義形式によるネイチャースクールの開催。さらに、白神山地の自然のパネル紹介による自然に対する理解を深めるための自然クラフト教室の開催。
- ・情報発信等：インターネットホームページによる白神山地の情報の発信。情報誌白神山地ビジターセンターだよりの発行。

(エ) 利用状況

年度	19	20	21	22
入館者数	59,623	57,783	54,624	56,767
年度	23	24	25	26
入館者数	40,140	54,613	56,196	56,959

(開館：平成10年10月24日)

イ 十二湖エコ・ミュージアムセンター

(ア) 施設の概要

設置場所：西津軽郡深浦町大字松神地内

主たる施設

- ・展示施設：森を歩くための自然体験案内施設
- ・ハイビジョン映像システム：十二湖及び周辺の四季の自然を放映
- ・レクチャー室：研修、各種イベントなど多目的な利用が可能
- ・集合広場等：センターとフィールドへの集合アクセスポイント

(イ) 管理運営

深浦町（指定管理者）

(ウ) 主催行事

- ・自然観察会
- ・エコトレッキング
- ・バードウォッチング

(エ) 利用状況

年度	19	20	21	22
入館者数	9,606	12,386	13,510	13,493
年度	23	24	25	26
入館者数	13,202	13,502	13,488	10,014

(開館：平成11年9月14日)

③ 奥入瀬溪流エコツアーリズムプロジェクト

奥入瀬溪流エコツアーリズムプロジェクトは、奥入瀬溪流の環境保全に資する活動やマイカー交通規制中の関連活動をとおして、環境保全の理解浸透を図り、もって奥入瀬溪流の永続的な保全と、自然環境を活かした当該地域の地域振興・観光振興を図ることを目的として、平成20年から官民一体となって展開しています。

平成26年10月25日（土）、10月26日（日）の「奥入瀬溪流エコロードフェスタ」当日には、マイカー交通規制に合わせ、溪流ボランティアガイドウォーク等の活動を行い、環境保全の理解浸透を図りながら地域振興・観光振興を図りました。

(4) 県民の森の管理等

① 県民の森創設以来の動向

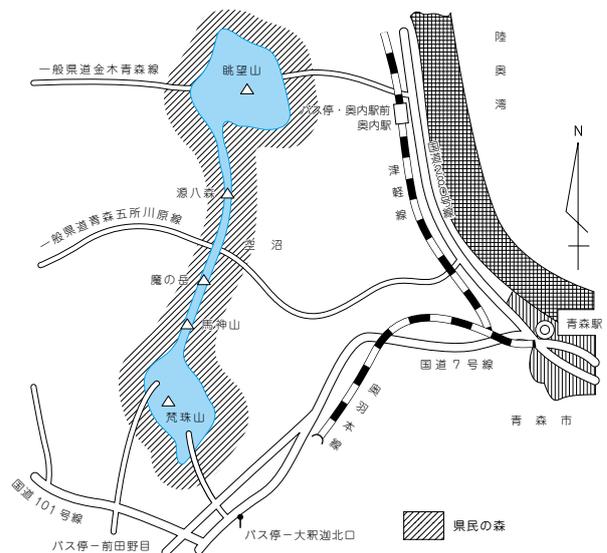
青森県民の森は、昭和43年に明治百年記念事業の一環として、県を代表するブナ林とヒバ林を保護し、永く後世に残し伝えるとともに、これを広く県民の保健休養施設として開放し、県民の資質の向上と郷土愛のかん養を図ることを目的に、梵珠山及び眺望山の一連の地帯に設定されたものです（図2-1-10）。土地所有別面積は表2-1-33のようになっており、当初から青森市浪岡大釈迦の梵珠山地区を県が、青森市内真部眺望山地区を青森森林管理署がそれぞれ管理運営しています。県が管理する梵珠山地区は、昭和48年度にビジターセンターの完成を待って県民の利用に開放しました。

以来現在に至るまで、山腹等崩壊箇所の修復工事や土砂流出防止対策等の安全確保に関する諸工事を実施する一方、登山道の整備やトイレ、展望台、あずまや、キャンプ場の設置等で利用者の利便を図ってきた結果、年間5万人以上が訪れています。

また、平成4年度県民の森梵珠山いきものふれあいの里整備事業により「県立自然ふれあいセンター」が設置され、「四季を通して自然ふれあいの機会提供による自然保護思想の普及」を目的として管理運営に当たっています。

[資料：表2-1-33から表2-1-35県自然保護課]

図2-1-10 県民の森周辺概略図



資料：県自然保護課

表2-1-33 県民の森土地所有面積

(単位：ha)

所有別	眺望山地区	連絡地帯	梵珠山地区	小計
国有林	896	237	234	1,367
県有林	0	0	201	201
民有林	0	0	105	105
計	896	237	540	1,673

## ② 県民の森の概況

## ア 県民の森梵珠山の自然環境

梵珠山地区は、日本海型ブナ天然林がその大半を占めており、多種多様な植物が生育するとともに、野生鳥獣の繁殖、採餌及び隠れ場となっています。

## (ア) 植 物

山腹の肥沃な土壌には、ミズナラ・ブナ林が見られ、急峻で乾燥した尾根筋にはヒバ林が見られます。また、沢沿いには、トチノキ・サワグルミ林が、さらに湿地では、ミズバショウ、エゾハンノキの群落が見られます。早春には、ブナの林床一面に、カタクリ、キクザキイチリンソウが咲き乱れ、このほかにシロバナエンレイソウ、スマレサイシン、キバナアキギリ、ヒョウノセンカタバミ、サイハイランが確認されるなど、植生の多様なことを示しています。

## (イ) 鳥 類

梵珠山地区には、ベニマシコ、ゴジュウカラ、シジュウカラ、アトリ、ツツドリ、カッコウ、アカゲラ、アオゲラ、コゲラ、アオバト、クロツグミ、ヒガラ、アカハラ、キレンジャク、ヤマドリ、アカショウビン、トラツグミなど多くの鳥類の生息が確認されており、この地区が安定した森林生態にあることを裏付けています。

## (ウ) 哺 乳 類

梵珠山地区には、ニホンカモシカ、ホンドタヌキ、ニホンアナグマ、ホンドテン、ホンドイタチ、ヤマネ、トウホクノウサギ、ニホンリスなどの森林性の獣の代表的なものが生息しており、特にニホンカモシカの生息は注目に値します。

## イ 施設等の概要

主たる施設は「自然ふれあいセンター」を中核とした表2-1-34のとおりです。これらの施設は、「四季を通して、自然とのふれあいの機会を提供し、自然保護思想の普及を図る拠点」と位置

付け、センター事業や利用者による自主的な活動に活用されています。(利用状況は表2-1-35のとおり)

## (ア) 管理運営

青森県森林組合連合会(指定管理者)

## (イ) センター事業(主催行事等)

- ・自然体験事業：センター周辺における日曜観察会、体験学習や自然保護意識を育むための自然教室等の開催。
- ・文化継承事業：動植物等の写真展、自然に関する講演会・調査研究発表会、自然素材を使ったクラフト教室等の開催。

表2-1-34 県民の森の主要施設

名 称	規 模 等	備 考
自然ふれあいセンター	木造平屋建 996.4㎡	
山 頂 展 望 台	鉄骨 16㎡	
入 山 指 導 所	木造平屋建 25.9㎡	
東 屋	2棟、木造平屋建 25.2㎡	
休 憩 舎	1棟、木造平屋建 37.5㎡	
公 衆 便 所	2棟、木造 52.0㎡	
自 然 観 察 路	6,650m	4路線
避 難 小 屋	木造平屋建 13㎡	
駐 車 場	3,010㎡	2か所
車 庫	木造平屋建 50㎡	
キ ャ ン プ 場	1か所	

表2-1-35 利用状況(梵珠山地区)

年度	19	20	21	22
利用者数	49,444	58,721	55,101	51,518
年度	23	24	25	26
利用者数	48,201	51,879	47,030	52,870

## 第3節 森林の保全と活用

### 第四次青森県環境計画に掲げたモニタリング指標の状況

指標名（単位）		指標の説明			
間伐実施面積（民有林）（ha）		民有林における間伐実施面積を示す指標です。			
実績値の推移					
項 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度（速報値）
青 森 県	6,410	6,176	3,295	4,277	3,567

資料：県林政課

#### 1 社会全体で支える森林整備の推進

二酸化炭素を吸収する森林は、地球温暖化の防止に重要な役割を担っていますが、その機能を十分に発揮させるためには、間伐などの森林整備を適切に実施することが重要です。しかし、木材価格が低迷している現状では、森林所有者の負担が伴うため、思うように進まない状況にあります。

このため、森林整備を社会全体で支える仕組みづくりに向けて、次の取組を行っています。

- ・県が所有する森林において、J-クレジット制度により発行したクレジットを企業等に販売し、得た収入で森林整備を進める取組を普及・推進します。
- ・企業が社会貢献の一環として行う森林整備活動を支援・推進するため、森林情報の提供や森づくりのアドバイス、森林所有者とのマッチングなどを行います。

#### 2 低コスト間伐の推進

森林所有者の負担が少ない低コスト間伐を推進していくため、平成20～21年度に、高性能林業機械による列状間伐と作業路網整備による「低コスト間伐」を県内5箇所モデル的に実施しました。

また、平成22～23年度には、「低コスト間伐」のモデル林を8箇所設定し、実践的な技術の普及に取り組みました。

さらに平成24～25年度で、「青い森づくりモデル団地支援事業」を実施し、森林施業の団地化と路網整備による低コスト化を狙ったモデル団地を設定しました。なお、この取組から見えてきた課題の解消に向け、平成26年度から「間伐バリバリ推進事業」を実施し、団地化にむけて森林所有者からの同意取得を促進して、所有者の森林整備意欲を向上させ、地域の林業、木材産業の振興を図ることとしています。

#### 3 県産材の利用促進

間伐などで伐採された県産材を積極的に利用することは、「植える」→「育てる」→「収穫する」→「利用する」→「また植える」という、「森林の循環」をつくり、資源循環型社会の構築と地球温暖化防止に大きく貢献します。

このため、「青森県県産材総合販売戦略」に基づき、次の取組により県産材の利用促進を行っています。

##### (1) 地産地消の推進

県産材を強力で販売できる人財「あおもりの木マイスター」と連携した、県産材製品の販売促進活動の展開や、工務店・設計事務所等に対する県産LVLの研修会の開催、県内消費者向け地産地消情報誌の作成支援などの普及啓発活動を展開し、住宅建築への県産材の利用を促進します。

##### (2) 生産・供給体制の整備

県内外への県産材の安定供給を図るため、協定に基づき出荷する県産材の生産・運搬経費への支援を実施するほか、県産材の使用が、環境貢献につながることの一般消費者へのPRや、身近に利用できる県産木工品などの利用促進に努めます。

#### 4 松くい虫被害防止対策

松くい虫被害は、被害の原因となるマツノザイセンチュウをマツノマダラカミキリが運ぶことによって広範囲にまん延することから、県では、マツノマダラカミキリの生息調査や衰弱木等を発見するためのヘリコプターからの探査、松くい虫防除監視員による松林のパトロール、専門家と一層効果的な対策を検討する会議の開催、マツ緑化木や苗木等の取扱いに関する注意喚起等を行って被害の予防等に努めています。

また、日本海側では、松くい虫被害が本県県境付近までまん延していることから、隣接する深浦町大間越地区でマツノマダラカミキリの繁殖・感染源となる衰弱木等の伐採やつる切り等の林内整理、航空機で撮影した空中

写真を活用して広範囲に異常木を監視するなどの被害予防対策を講じています。

なお、平成25年6月と9月には、深浦町大間越地区において、自生するマツから松くい虫被害が確認されたことから、県では、予防・監視活動の強化や早期発見・駆除の徹底、関係機関の連携・協働による防除対策の推進を定めた「青森県松くい虫被害防除基本方針」及び、同方針に基づく具体的防除対策をまとめた「青森県松くい

虫被害防除マニュアル」を策定し、防除対策の推進を徹底するとともに、監視の強化を図るため特別予防監視区域内に巡視路を新設しました。

被害の拡大防止には早期発見・早期駆除が重要であるため、平成27年度以降も、監視活動の強化、情報収集等を行い、松くい虫被害の予防に努めることとしています。

## 第4節 里地里山や農地の保全と環境公共の推進

### 第四次青森県環境計画に掲げたモニタリング指標の状況

指標名（単位）		指標の説明				
エコファーマー取組面積（ha）		持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくりと、化学合成農薬・化学肥料の低減に一体的に取り組む農業者を「エコファーマー」といい、県が認定しています。				
実績値の推移						
項 目	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末	
青 森 県	6,129	6,004	5,209	4,788	4,085	

資料：県食の安全・安心推進課

### 1 農地の保全

農地は、私たちに食料を供給する生産の場であるとともに、動植物が生息する場や自然の恵みにふれあえる体験学習の場となっているほか、緑や水辺がつくる心やすらぐ農村景観を形成するなど、重要な役割を果たしています。

一方、農業者の高齢化や担い手の減少などにより、耕作されない農地（耕作放棄地）の増加や、農地が持つ様々な機能の低下が懸念されています。

このことから、「地域の農地は地域が守る」理念のもと、耕作放棄地を優良な農地として活用し、農地の持つ様々な機能を維持・保全していくため、集落単位での検討会の開催や意識啓発による農地の有効活用の促進、抜根や整地などの簡易な基盤整備による復旧など、耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組を総合的に支援しています。

### 2 多面的機能の維持・発揮

農業・農村は、国土保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受しています。

しかしながら、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面

的機能の発揮に支障が生じつつあります。

このため、平成26年度に創設された多面的機能支払制度を活用し、水路の泥上げや農道の砂利補充等の地域資源の基礎的保全活動、水路・農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

地域では、次のような共同活動に取り組めます。

- ・農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の地域資源の基礎的保全活動
- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽活動やため池の外来種駆除等の農村環境保全活動
- ・水路のひび割れ補修や農道の窪みの補修等の施設の長寿命化のための活動

### 3 環境にやさしい農業の推進

近年、環境保全に対する意識が高まっている中で、農業分野においても化学合成農薬や化学肥料の低減など、より環境に配慮した生産方式への転換が求められています。

このため、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくりと化学合成農薬や化学肥料の低減に一体的に取り組む農業者を「エコファーマー」として認定しているほか、特別栽培農産物の認証

や技術開発などにも幅広く取組み、「環境にやさしい農業」の普及を図っています。

また、平成24年2月には、「有機農業推進法」に基づく本県の推進計画と位置付けている『『日本一健康な土づくり』推進プラン』（平成19年12月策定）を見直し、平成28年度を目標とする後期推進プランを策定し、健康な土づくりを基本とした「環境にやさしい農業」の一層の拡大に取り組んでいます。

また、県では、平成23年12月に新たに「青森県バイオマス活用推進計画」を策定し、地産地消型の低コストな活用システムの構築に取り組んでいるほか、農山漁村に新たな付加価値を創出し、雇用と所得を確保する「6次産業化」の視点等を取り入れながら地域循環システムづくりに取り組んでいます。

#### 4 冬の農業の推進

冬の農業は、寒さや雪、バイオマスなど地域にある資源を積極的に活用して、安全で安心な農産物や加工品づくりなどを推進し、冬に働く場の拡大や所得の向上を図る本県独自の施策です。

県では、冬の農業につながるハウス栽培や新たな加工品づくりなどに積極的に取り組む生産者を支援しています。最近では、石油燃料への依存軽減や地球温暖化防止の観点から、ハウスでの無加温栽培の推進や、温泉熱、もみ殻、木質バイオマスなど身近なエネルギーの加温栽培への活用が図られています。また、厳冬期にこまつな、ほうれんそうなどのハウスを開放して寒さにあてて栄養価を高める寒じめ栽培や、雪を利用した天然の冷蔵庫（雪室）で野菜やりんごなどを保存し、付加価値を高めて販売する取組が行われています。

#### 5 グリーン・ツーリズム等の推進

緑豊かな農山漁村に滞在し、自然、文化、そこに住む人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズムへの関心が高まっており、農林漁家民宿などの利用者は、東日本大震災の影響により平成23年度は大幅に減少したものの平成26年度には概ね震災前の水準まで回復してきています。

県では、新鮮な農林水産物や美味しい郷土料理、伝統的な祭りなど魅力ある地域の資源を活用して、グリーン・ツーリズムを一層推進するため、「青森県グリーン・ツーリズム受入協議会」と連携して、旅行エージェントや県内外の学校関係者等への誘客活動の強化や各受入団体間の連携による広域での受入のほか、農林漁家民宿への取組者の確保、安全・安心やホスピタリティ

（おもてなしの心）の向上に向けた研修会の開催などに取り組んでいます。

##### (1) 東青地域の取組

東青地域は、いずれの市町村も海に面し、農林水産物等の豊富な資源に恵まれ、里（グリーン）と海（ブルー）を同時に満喫できる魅力ある地域ですが、ツーリズム受入実践者が少なく、地域の特色が十分に生かされていない状況にあります。

そこで、平成28年3月に控えた北海道新幹線奥津軽いまべつ駅の開業をチャンスと捉え、地域交流人口の拡大等で地域活性化を図ることを目的として、グリーン・ブルー・ツーリズムを推進することとし、農漁業者等のツーリズム受入実践者の掘り起こし・育成や現地発着型の体験メニューづくり、道の駅等との連携によるPR活動を展開し、新たな顧客獲得に取り組んでいます。

##### (2) 西北地域の取組

西北地域は、地元子ども達に対応した日帰り農業体験や農家民宿での一般客の受入れが行われていますが、農家民宿の数が少ないため、修学旅行生の受入れができない状況にあります。

このため、実践者や関係機関が連携して、体験メニューの開発や誘客活動、農家民宿開業に向けた個別指導など、グリーン・ツーリズムの受入態勢の整備に取り組んでいます。

##### (3) 下北地域の取組

下北地域では、豊かな自然や観光名所、良質な農林水産物といったグリーン・ツーリズムの資源に恵まれているものの、交通の利便性が高くなく、集客力を十分発揮できない面があり、他地域に比べてグリーン・ツーリズムに取り組む実践者が少ない状況にあります。

そこで、地域の特徴を生かした新たな体験プランづくりや、実践者間の連携を図ることを目的とした現地検討会等を開催し、下北ならではの「食」、「体験」の情報発信と地域の活性化に取り組んでいます。

#### 6 地域づくりの新しいかたち

##### ～あおもり発！「環境公共」の推進～

県では、平成20年度より農林水産業や農山漁村の基盤づくりを通じて地域の環境を守る「環境公共」を推進しており、「環境公共」の基本的な考え方などを定めた「あおもり環境公共推進基本方針」に基づき、これまで県内15モデル地区での実践・検証で得られたノウハウや知見などを県内の他地区へ提供したほか、「全国環境公

共セミナー」の開催などにより、その普及・定着に努めてきました。

平成21年度からは、「環境公共」の取組を全県に広げ、県内各地で協議会が主体となって、環境の保全・再生を図る取組が行われています。

#### 【県内各地域での主な取組】

- ・きれいな水を育む里地里山の保全・再生（弘前市）  
後山ため池は、弘前市民の憩いの場・久渡寺山にその源を発し、築造後300年以上を経た現在も下流水田地域の重要な水源となっています。

農業者のほかNPOや関係町内会などで組織された後山地区環境公共推進協議会では、老朽化したため池の改修と併せ、隣接する休耕田を活用したジオトープの造成により、きれいな水を育む里地里山の保全・再生を目指し活動しています。

- ・苗木植栽地での下刈りの実施（中泊町）

中泊町の深郷田地区では、地域で使われている農業用水や生活用水の水源である森林を整備しました。整備後の維持管理については、農業者や林業者などから構成される地区環境公共推進協議会がヒバ植栽地での草刈りを行っています。

- ・ヒバ苗木植栽地での下刈りの実施（横浜町）

横浜町の苗代川目地区では、地域で使われている農業用水の水源となっている森林を整備しました。整備を進めるに当たり、有畑町内会や高田共有地組合などから構成される地区環境公共推進協議会が、地元住民や小学校児童と共に整備地の一部にヒバの苗木を植栽した後、維持管理として植栽地の下刈りを行っています。

- ・水源林を育む森林整備の取組（田子町）

田子町の菖蒲谷地地区には町の上水道の水源があり、周囲地域の水源林の森林整備を進めました。地元自治会や農林業関係者などから構成される地区環境公共推進協議会では、小学生など地元住民の方を招いた育樹祭を開催し、水源林を地域で守る活動を行っています。

- ・魚類の産卵場等となる漁場整備の取組（下北地区）

下北地区では、磯焼けなどで減少した水産資源の回復を図るため、魚類の産卵場や幼稚魚の保護・育成場等となる漁場整備を進めてきました。野牛漁港において、下北地区環境公共推進協議会は、地域の小学生を対象に魚礁や水循環の役割の説明、生きものとのふれあい、海岸の清掃等を通じて、海の環境保全の大切さを学ぶ体験学習活動を行っています。

## 第5節 野生動植物の保全

### 1 鳥獣保護及び狩猟

#### (1) 鳥獣保護等の現状

野生鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つで、豊かな自然環境を維持していく上で必要不可欠なものであるとされていますが、野生鳥獣の生息環境が改変され、その生息数が減少しているため、第11次鳥獣保護管理事業計画（平成24年度～平成28年度）に基づき鳥獣保護区等の指定、鳥獣保護施設の整備、鳥獣生息数等の調査及び狩猟の取締り等を進めています。

#### (2) 鳥獣保護区等の指定

##### ① 鳥獣保護区

鳥獣の捕獲を禁止し、鳥獣の生息、繁殖に必要な施設を設けて鳥獣の保護と繁殖を図るために鳥獣保護区を指定していますが、平成26年度末現在、国指定の保護区が5か所60,470ha、県指定の保護区が83か所71,392haとなっています。また、保護区内でも鳥獣の繁殖等に特に必要であると認められている地区を特別保護地区として指定しており、平成26年度現在、11か所22,207haとなっています（表2-1-36）。

[資料：表2-1-36～表2-1-40 県自然保護課]

表 2 - 1 - 36 鳥獣保護区等一覧

(平成27年 3月31日現在)

区 分	総 数		目 的 に よ る 区 分											
	箇所数	面積 ha	森林鳥獣		大規模生息		希少鳥獣		身近な鳥獣		集団渡来地		集団繁殖地	
			箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha
国 指 定	5	60,470			2	50,301	2	5,651			1	4,518		
特別保護地区	3	20,656			1	19,366	2	1,290						
県 指 定	83	71,392	53	51,083			3	941	18	6,896	8	8,952	1	3,520
特別保護地区	8	1,151	6	1,539					1	10			1	2
鳥 獣 保 護 区	88	131,862	53	51,083	2	50,301	5	6,592	18	6,896	9	13,470	1	3,520
特別保護地区	11	22,207	6	1,539	1	19,366	2	1,290	1	10			1	2

② 休 獵 区

一般狩猟野において、一定の期間（3年以内）鳥獣の捕獲を禁止することにより狩猟鳥獣の増殖を図る方策として休猟区を指定しており、平成26年度現在28か所、46,988haとなっています（表2-1-37）。

表 2 - 1 - 37 休猟区の指定状況

種別	箇所	面積 (ha)
平成24年度	7	13,373
平成25年度	12	20,724
平成26年度	9	12,891
計	28	46,988

③ 特定猟具使用禁止区域（銃）

銃による危険防止のため、学校所在地、農林漁業が恒常的に行われる場所、行楽等で多くの人が集まる場所等の周辺を対象に特定猟具使用禁止区域（銃）を指定しており、平成26年度末現在、64か所、26,885haとなっています。

④ 鉛散弾規制地域

鉛散弾による水鳥の中毒事故の防止を図る目的で、鉛散弾を使用する方法による狩猟鳥獣の捕獲を禁止する地域として、小川原湖鉛散弾規制地域を指定しています。

(3) 適正な狩猟行為の確保等

① 狩猟者登録証等交付

平成25年度末における狩猟免許及び狩猟者登録証交付の状況は、表 2 - 1 - 38のとおり、それぞれ1,576人及び1,180人です。

表 2 - 1 - 38 狩猟免許交付状況等

ア. 狩猟免許交付状況

(平成25年度末有効件数) (単位：人)

網	わな	第1種銃猟	第2種銃猟	計
20	207	1,333	16	1,576

イ. 平成25年度狩猟者登録証交付状況

(単位：人)

免状の種類	県内者	県外者	計
網	0	0	0
わな	79	0	79
第1種銃猟	1,046	24	1,070
第2種銃猟	31	0	31
計	1,156	24	1,180

② 鳥 獣 捕 獲

平成25年度における狩猟者登録を受けた者による鳥獣の捕獲状況は、鳥類8,249羽、獣類1,617頭です（表 2 - 1 - 39）。

表 2 - 1 - 39 狩猟者登録を受けた者による鳥獣捕獲状況（有害鳥獣捕獲を除く。）

(単位：羽)

年度別	21	22	23	24	25
鳥類					
オ ス キ ジ	2,646	2,962	2,701	2,283	1,692
オスヤマドリ	1,410	1,500	874	997	541
カ モ 類	7,649	8,285	7,494	6,161	4,776
キ ジ バ ト	103	136	129	79	89
シ ギ 類	4	1	4	2	5
ヒ ヨ ド リ	452	644	326	295	267
ス ズ メ 類	568	556	369	318	346
ム ク ド リ	82	30	20	16	10
カ ラ ス 類	618	444	784	708	518
そ の 他	4	7	5	0	5
合 計	13,536	14,565	12,706	10,859	8,249

(単位：頭)

年度別	21	22	23	24	25
獣類					
ク マ	13	13	32	10	23
キ ツ ネ	37	37	26	45	20
タ ヌ キ	147	150	89	64	52
ア ナ グ マ	1	6	5	2	2
テ ン	39	35	31	37	16
ニホンジカ	0	0	0	4	1
オスイタチ	2	5	9	9	1
ノウサギ	3,221	2,672	2,018	1,923	1,499
そ の 他	0	2	0	4	3
合 計	3,460	2,920	2,210	2,098	1,617

## ③ キジの放鳥

主要な狩猟鳥であるキジの積極的な増殖を図ることを目的として、鳥獣保護区及び休猟区にキジの放鳥を続けていますが、平成26年度はキジ600羽を放鳥しました。

## ④ 狩猟事故防止対策

平成26年度は、狩猟事故の防止のために実技研修会の開催及び違反行為の取締りを実施したほか、狩猟免許試験等を実施しました。

なお、このほか鳥獣保護区の巡視等を行うため鳥獣保護員56名を配置しました。

## (4) 下北半島ニホンザルの保護管理対策

下北半島のニホンザルは、世界最北限に生息するサルとして国の天然記念物に指定されていますが、近年、生息数の増加や生息域の拡大が進み、人的被害及び農作物被害を引き起こし、地域住民との軋轢が生じています。

このため、県は、人とサルの棲み分けと共生を目的として平成15年度に、下北半島ニホンザルの特定鳥獣保護管理計画、平成19年度には第2次特定鳥獣保護管理計画、平成23年度には第3次特定鳥獣保護管理計画（平成27年5月から第1次第二種特定鳥獣管理計画へ移行）を策定し、モニタリング調査や協議会開催などの対策を講じています。

## (5) ツキノワグマの保護管理対策

ツキノワグマは本州で最大の野生哺乳類ですが、全国的に減少傾向にある上、下北半島に生息するものについては絶滅も心配されています。

このため、下北半島に生息するツキノワグマの保護を図るため、東北森林管理局に対して、餌木である広葉樹の残置や天然林施業の推進について配慮を要請しています。

また、クマ被害にあわないためのマニュアルを作成し関係機関に配布するとともに県のホームページに掲載しています。

## (6) カモシカの保護

カモシカは日本特有の動物で、北海道、中国を除く全国各地の山岳地帯に生息していますが、本県では比較的低山地帯にも生息しています。

カモシカは、かつて日本の狩猟獣として代表的なものであったため、一時は絶滅寸前の状態となりました。これを保護するため昭和9年5月に天然記念物に、さらに昭和30年2月に特別天然記念物に指定されています。

## (7) ニホンジカの管理対策

ニホンジカは全国で生息数を増加させており、各地で甚大な被害を引き起こしています。

本県では従来、ニホンジカは生息していないとされてきましたが、近年目撃が増加していることから、生息状況の把握など初動対策に取り組むこととしています。

## (8) 鳥インフルエンザ対策

野鳥からの高病原性鳥インフルエンザ発生に備え、対応マニュアルに基づき、野鳥の調査を行っています。主な調査内容として、死亡野鳥調査、糞便採取調査、鳥類生息状況調査を実施しています。平成26年度は本県での発生はなかったものの、5県の野鳥からウイルスが発見されました。

## (9) 有害鳥獣の捕獲

農林水産業に被害を与える鳥獣の捕獲については、農産物等の被害の状況などを見て、捕獲の数、方法、期間等が適切となるように配慮しつつ許可を与えるなどの指導をしています。

平成25年度の有害鳥獣捕獲による鳥獣捕獲数は、鳥類9,088羽、獣類916頭です（表2-1-40）。

表2-1-40 平成25年度有害鳥獣捕獲状況

鳥 類		獣 類	
種 類	捕獲数 (羽)	種 類	捕獲数 (頭)
カモ類	2,228	クマ	77
ムクドリ	162	ノウサギ	372
キジバト	213	サル	363
カラス類	6,057	アライグマ	75
スズメ類	124	アナグマ	14
トビ	20	キツネ	1
ドバト	57	タヌキ	14
カワウ	99		
ダイサギ	7		
ヒヨドリ	121		
計	9,088	計	916

## (10) 鳥獣関係施設

県内における野生鳥獣の関係施設としては、鳥獣保護センターがあります（資料編36）。

## (11) 鳥獣関係天然記念物

県内における野生鳥獣について、特別天然記念物・天然記念物としてその種と生息地を指定しているものは、国の指定が12、県の指定が4あります（資料編表37）。

## (12) 鳥獣関係調査

毎年1月に全国一斉に実施されるガンカモ科鳥類の生息調査にあわせて、その個体数について調査を行っています。

## (13) 仏沼のラムサール条約登録

ラムサール条約とは、1971年にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際条約」

議」において採択された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」で、1975年12月21日に発効したものです。この条約は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的とし、我が国では、1980年6月17日に北海道の釧路湿原が最初に登録され、現在では、三沢市の仏沼を含めて46か所が登録されています。

仏沼は、オオセッカをはじめ絶滅危惧種の野生鳥類が多数生息していることから、平成17年9月1日に国指定鳥獣保護区に指定され、更にオオセッカの生息に重要な地域が特別保護地区に指定されています。このように生息地の保全が図られるとともに、三沢市などの地元賛意により、平成17年11月8日にウガンダのカンパラで開催されたラムサール条約第9回締約国会議において、ラムサール条約の登録湿地に指定されています。

## 2 希少野生生物の保護

- (1) 「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック」選定種の見直し

本県の豊かな自然環境の状況を示す指標である希少

野生生物の現状を把握するとともに、種の希少性や保護の重要性についての普及啓発を図るために、平成12年3月に発行した「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック－」に掲載された選定種について、新規選定種の追加やランクの見直しを行い、その結果を「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2010年改訂版）－」として取りまとめ平成22年3月に発行しました。

- (2) 希少野生生物保護対策

県内に生息する希少野生生物の詳細な生息状況を把握するための地図情報システムの開発を行う希少野生生物生息地マッピング事業を実施しました。

- (3) 外来生物対策

近年、国内各地において外来生物の侵入・定着が顕著になっていることから、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（通称：外来生物法）」が平成17年6月1日から施行されています。

こうした状況から、県は、本県における外来生物の侵入・定着状況を、平成16年度及び平成17年度の2年間で調査し、平成18年3月に公表しました。

## 第6節 世界自然遺産白神山地の保全と活用

### 第四次青森県環境計画に掲げたモニタリング指標の状況

指標名（単位）		指標の説明				
白神山地入込者数（人）		白神山地主要観光地の入込者数で、世界自然遺産に対する関心の高さを示す指標です。				
実績値の推移						
項 目	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
青 森 県	641,497	※427,804	※332,072	※365,171	※364,521	

※平成22年からは国が定めた「観光入込客統計に関する共通基準」に基づき調査を実施しているため、平成21年までとは単純比較ができない。

資料：県自然保護課

### 1 白神山地の概要

白神山地は、青森県と秋田県にまたがる約130,000haに及ぶ広大な地域を指しており、我が国有数の規模を持つブナの天然林を主とする地域です。

また、この白神山地の青森県側の北西部には「津軽国定公園」が位置し、北東部には「赤石溪流暗門の滝県立自然公園」が、秋田県側の北東部には「田代岳県立自然公園」が、南部には「秋田白神県立自然公園」が、そして西部には「八森岩館県立自然公園」が位置しています。

白神山地には、大川、赤石川、追良瀬川、笹内川、そ

して秋田県の粕毛川の源流部が集中し、人間の行為による影響をほとんど受けない、原生的なブナ天然林が広範囲にわたって分布しています。

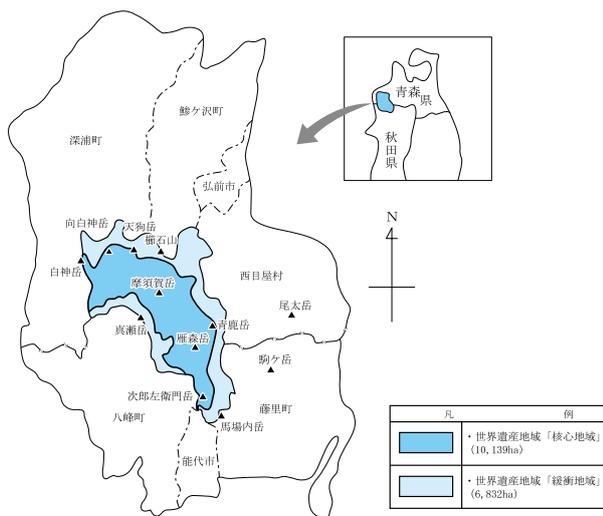
白神山地のすぐれた自然環境は、学術的にも貴重であることから、そこに生息・自生している動植物の保護、保全についての社会的関心が高まり、平成4年7月10日に14,043ha（青森県側9,707ha、秋田県側4,336ha）が、国の自然環境保全地域に指定されました。

また、平成4年10月1日には、政府が白神山地の広大なブナ天然林とその生態系の価値を極めて重要であると評価し、我が国初の世界遺産登録候補地として、屋久島

等と共にユネスコの世界遺産委員会に推薦しました。

推薦地域面積は、当初10,139haでしたが、世界遺産委員会事務局の提言により、我が国政府が、平成5年10月1日に16,971ha（青森県側12,627ha、秋田県側4,344ha）に推薦地域面積を拡大し、同年12月南米コロンビアで開催された第17回世界遺産委員会において、白神山地は、推薦地域面積の全部が世界遺産リストへ登録されました（図2-1-11）。

図2-1-11 白神山地の概要図



資料：県自然保護課

## 2 白神山地の動植物

ブナは、かつて東北地方の山地ばかりでなく低地を一面に覆っていましたが、今日では、白神山地が原生度の高いブナ林で覆われた東アジアで最大の地域となりました。

白神山地のブナ林内には多種多様な植物群落が共存し、ブナ林を背景とした豊富な動植物が生息し、自然の生態系をありのままの姿で見ることができます。

白神山地の植物種については、95科298属542種が確認されており、この中には、アオモリマンテマ、ツガルミセバヤ、オガタチイチゴツナギ及びミツモリミミナグサをはじめ多数の貴重な植物が確認されています。

哺乳類の主なものとして、ツキノワグマ、カモシカ、オコジョ、ニホンザル、ヒミズなどの生息が確認されていますが、小型哺乳類についてはさらに詳細な調査が必要です。また、鳥類84種、は虫類7種、両生類13種、昆虫類2,300種余りが知られています。これらのうち、特別天然記念物にカモシカ、天然記念物にヤマネ、クマゲラ、イヌワシが指定されています。中でも、キツキ科のクマゲラは、本州での確認例も少なく、ブナ林と並んで白神山地の象徴的な存在となっています。

また、平成4年7月に新種のゴムムシが世界遺産地域の中から見つかりました。このことは、遺伝子プールとしての白神山地の価値の高さを示す一例といえ、今後とも昆虫を中心に、未だ確認されていない種が白神山地から発見されることが期待されています。

## 3 世界遺産(自然遺産)としての白神山地の意義

世界遺産（自然遺産）としての白神山地は、世界遺産条約に則って厳正に保護していくことが求められています。

世界遺産条約の本質は、「人類の祖先が現代まで残してくれた美しい自然や文化遺産を将来の人々にも同じように残していく」ことにあります。このため、白神山地の場合も、そのすぐれた自然を将来にわたって保護していくための基盤を整備して、「将来の人類に対する現在の人類の貴重な責任を果たす」ことが求められています（資料編表35）。

本県にとって、白神山地が世界遺産に登録されたことは、次のような意義をもつことになると考えられます。

第一には、本県が豊かな自然を有しているということが、国内外に広く認識されたことです。本県は、十和田湖や八甲田山及び岩木山、北下半島等のすぐれた自然を有していますが、国際的な水準による科学的な評価を受けて次世代に引き継ぐべき特別な価値があると判断された白神山地の存在によって、本県の自然全体に対する評価が一層高まることを期待されるとともに、県民にとってもその価値を再発見する好機会になったものと考えられます。

第二には、世界遺産を有することに伴う、自然保護意識の高揚が期待されることです。

世界遺産の存在は、県民に誇りを与えるものですが、一方においては、我々に保護に対する責任を課すことにもなります。世界遺産登録に伴い、白神山地に対する県民の関心が高まっていますが、これによって自然を保護していくことの重要性が再認識され、自然保護意識の高まりと具体的な行動の展開が期待されます。

第三には、国による保護・保全事業の実施により、将来に向けた保護体制の整備や白神山地に係る科学研究の促進が期待されることです。

世界遺産条約においては、締約国は、世界遺産登録がなされた遺産については、国が科学的、技術的、管理上、財務上の処置に努めることとされ、また、保護すると同時にその地域内の生活に役割を与え、整備活用の際に必要な研修センターを設置するなどして、人々が遺産を正しく理解するよう努めなければならないとされて

います。

これら一連の国による措置や保全事業の実施は、白神山地を適切に保全し利用していくための基盤の形成にとって不可欠であり、その促進が期待されています。

また、県としても、平成13年10月には秋田県とともに「世界遺産白神山地憲章」を制定したほか、平成17年10月には「第2回世界自然遺産会議」を弘前市などにおいて開催するなど、多様な生命の環が広がる森林の大切さと森林文化の啓発に努めています。

## 4 保 全 対 策

県は、白神山地の自然環境の保全及び利用の基本的方針と、これを実現するための基本的な方策を明らかにする「白神山地保全・利用基本計画」を平成6年3月に作成し、その後、白神山地の保護管理体制等の充実や白神山地への来訪者の増加等、白神山地を取り巻く状況が変化したこと等から、遺産地域及びその周辺での適切な利用と保全のあり方についての検討を行い、平成19年1月に「白神山地保全・利用基本構想」を策定しました。

この基本構想に基づき県では次のような取組を行っています。

### (1) 白神山地巡視活動の実施

白神山地世界遺産地域巡視員を6名配置し、入山者に対するマナー向上や自然保護意識の普及啓発を図っています。

### (2) 自然観察歩道等維持管理事業の実施

白神山地遺産地域周辺の自然観察歩道の安全性及び利便性を確保するため、緊急度に応じて順次補修等を行っています。

### (3) エコツーリズム推進事業の実施

世界自然遺産白神山地の保全と持続可能な利用を図るため、遺産地域周辺における自然を生かしたエコツーリズム推進のため取組を行っています。

その他、平成25年10月にはこれまでの「白神山地遺産地域管理計画」（平成7年11月に国（環境省・文化庁・林野庁）が策定）を、国及び秋田県とともに改定し、関係市町村、NPO等と連携しながら、現状の自然環境及び生態系を将来にわたって保全するため、科学的知見やモニタリング結果等をふまえた、順応的な管理をすすめることとしています。

## 第7節 温泉の保全

### 1 温泉の現況

本県の温泉は、源泉総数においては、平成25年度末で1,084源泉、総ゆう出量は140,537ℓ／分となっています。

なお、平成25年度末における源泉総数は全国第6位、温泉利用公衆浴場数は全国第7位、総ゆう出量は全国第4位となっており、本県は全国でも屈指の温泉県となっています。

また、総ゆう出量に占める動力泉の比率は、平成25年度末で89%となっており、自噴泉の比率は小さい状況です。

利用面においては、これまでの保健休養、観光的利用に加え、最近では、公衆浴場、介護老人保健施設等と

多様化してきており、年々その需要が増加しつつあります。

また、平成20年10月1日の改正温泉法の施行により、その目的である「温泉の保護及びその利用の適正」に「可燃性天然ガスによる災害防止」が加えられ、温泉を採取する際には知事の許可もしくは可燃性天然ガスの濃度が基準値以下であることの確認を受けることが義務付けられました。

### 2 温泉法に基づく許可状況

平成26年度の温泉法に基づく許可件数（温泉掘削・増掘・動力装置・利用）は、73件となっています（表2-1-41）。

表2-1-41 温泉掘削・増掘・動力装置・利用許可件数

年 度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
掘 削	21	23	24	20	15	14	4	14	7	9	11	5
増 掘	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0
動 力 装 置	22	24	21	21	12	14	17	13	21	12	13	7
利 用	186	225	279	170	145	126	86	60	143	67	100	61
計	229	272	325	211	172	154	107	87	173	88	124	73

資料：県自然保護課